

日本労働年鑑 第25集 1953年版  
The Labour Year Book of Japan 1953

第三部 労働政策

第四編 行政機構の改革・人員整理および勤務評定制の施行

第二章 勤務評定制の施行

四月一日、国家公務員法に基き勤務評定制が、人事院規則一〇―二として制定された。これは国家公務員法第七二条(勤務成績の評定)によつたものであるが、要点は次の通りである。

勤務評定制

(勤務評定制の意義)

第一条 勤務評定制は、職員の能率の発揮及び増進を図るために、職員の執務について勤務成績の評定を統一的行つて記録を作成し、これを職員の指導及び監督の有効な指針ならびに人事異動の公正な基礎の一つとする制度である。

2 勤務評定とは、職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績(以下「勤務実績」という)ならびに執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適性をこの規則に定める手続により評定し、公式に記録することをいう。

3 人事異動を行うに際し、勤務成績を考慮する場合には、この規則に定める勤務評定を用いるものとする。

(勤務評定の具備すべき必要条件)

第二条 勤務評定の方法は、職員の勤務実績を職員に割り当てられた職務の種類及び複雑と責任の度に応じて確実に判定し、並びに関連して見られた職員の性格、能力及び適性を公正に示すものでなければならない。

(適用範囲)

第三条 勤務評定制は、すべての常勤職員に適用する。但し別に法律若しくは指令をもって定める者は、この限りではない。

第四条 (所轄庁の長)略。

第五条 (事務総長)略。

第六条 (人事院)略。

第七条 勤務評定は定期評定、条件附任用期間評定及び特別評定とする。

第八条 (定期評定)略。

第九条 (条件附任用期間評定)略。

第十条 (特別評定)略。

第十一条 (定期評定及び特別評定)略。

第十二条 評定者は、職員の直近の監督者とする。但し所轄庁の長は、直近の監督に事故のある場合その他直近の監督者又は直近の監督者のみを評定者とするのが適当でないとする場合には、その他の適当と認める監督者を評定者に指定することができる。

2 評定者の責務は、次の通りとする。但し、第二号の規定は、条件附任用期間評定には適用しない。

- 一、職員の職務遂行の基準に照らして、常に職員を観察し、評価及び指導するように努めること。
- 二、職員に対して、勤務評定の手続を周知させること。
- 三、勤務成績の不良と思料される職員については、常にきょう正に努めること。
- 四、職員の勤務成績について、公平な評定を行って記録を作成すること。
- 五、勤務評定の結果に応じ、職員の指導その他の適切な措置をおこなうこと。

(調整者)

第十三条 評定者の上級監督者は、細則の定めるところにより調整者として、勤務実績の評定の不均衡を調整しなければならない。この場合において、調整者は、評定者及び下級の調整者の行った評定及び調整に関して、補充的な所見を記録することができる。

(評定審査官)

第十四条 評定審査は、各所轄庁の長とする。但し、所轄庁の長は、評定審査官の権限を部内の上級の職員に限り委任することができる。

2 評定審査官は、勤務成績の評定及びその記録を審査し、適当と認めた時はこれを確認し、誤りを発見し又は疑義を生じたときは、評定者又は調整者にこれを是正させ又は再評定させることができる。

(勤務成績報告書)

第十五条 各職員の勤務評定は、勤務成績報告書に記録しなければならない。

2 勤務成績報告書には、職員の勤務実績及び執務に関連して見られた職員の性格、能力及適性に関する評定の結果を記録し、あわせて過去の指導記録及び評定の結果に基づいて行うべき措置についての所見等、職員を指導し、及び監督し、並びに人事異動を行う上に必要な事項を附記するものとする。

3 勤務実績の評定の結果は、A、B、C、D又はEのいずれかの評語をもって、勤務成績報告書に記録するものとし、これらの評語は次の定義に従うものとする。

- 1 A 実績がきわめてすぐれている。
  - 2 B 実績がすぐれている。
  - 3 C 実績が普通である。
  - 4 D 実績が劣っている。
  - 5 E 実績がきわめて劣っている。
- 4 勤務成績報告書の様式、記入要領及び取扱は細則で定める。

(記録の効力)

第十六条 定期評定又は特別評定の記録は、新たに定期評定又は特別評定が行われるまでの間は、細則で別段の定めとした場合を除き、その記録が作成された以後における当該職員の勤務成績を示すものとみなす。

(評定結果の取扱)

第十七条 各職員の勤務評定の結果は、公開しない。

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---